

附属機関等の概要

(平成26年3月31日現在)

附属機関等の名称	浦安市障がい者虐待防止対策協議会
設置根拠	浦安市障がい者虐待防止対策事業実施要綱
設置の趣旨、必要性等	障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年6月24日法律第79号）に規定される障がい者虐待の防止や早期発見、虐待を受けた障がい者の迅速かつ適切な保護、養護者に対する適切な支援及び関係機関等との連携協力体制の整備等を行うため
設置年月日	平成24年10月1日
所管事項	<ul style="list-style-type: none"> (1) 障がい者の虐待防止にかかる具体的な施策の検討 (2) 養護者に対する支援施策の検討 (3) 実務者会議の実施 (4) 前3号に掲げるもののほか、障がい者虐待防止等に関すること
公開、非公開の別	原則非公開
非公開とする理由	虐待を受けている障がい者に関する事項を審議する会議であり、その内容を公開すると、審査に係るプライバシーを著しく侵害することとなるため
非公開の根拠	浦安市情報公開条例第7条第2号（個人に関する情報）に該当
委員の人数・任期	23名 2年
委員の報酬等	委員9,000円/日額（指定管理者、委託事業者、社会福祉法人を除く）
所管部署	健康福祉部障がい事業課障がい事業係 障がい者虐待防止センター 担当 柳澤・遠藤・岡崎 電話 047-351-1111（内線）1129
備考	平成26年3月31日廃止